

静岡市・岡山市・札幌市・堺市における議会基本条例の制定について（報告）

静岡市，岡山市，札幌市及び堺市において，議会基本条例が制定されましたので，報告します。

※ 上記4市以外で，既に議会基本条例を制定している政令指定都市は，川崎市，さいたま市，名古屋市，広島市，新潟市，北九州市，神戸市の7市。

1 各条例（条文は，別紙のとおり）

- (1) 静岡市議会基本条例（平成24年10月16日制定）
- (2) 岡山市議会基本条例（平成25年2月21日制定）
- (3) 札幌市議会基本条例（平成25年2月26日制定）
- (4) 堺市議会基本条例（平成25年3月19日制定）

2 制定までの経過

(1) 静岡市

- 平成23年7月7日 議会改革特別委員会（18名の委員で構成）を設置。
- 平成24年6月11日 議会基本条例骨子案に対するパブリックコメントを実施。
～7月10日 施。
- 9月6日 議会基本条例案を取りまとめ。
- 10月16日 議会基本条例を全会一致で可決。同日公布・施行。

(2) 岡山市

- 平成23年6月22日 議会改革等推進会議（12名の委員で構成）を設置。
- 平成24年8月10日 議会基本条例案を取りまとめ。
※ その後，議会運営委員会で内容を精査。
- 平成25年1月22日 議会基本条例案に対するパブリックコメントを実施。
～2月11日
- 2月21日 議会基本条例を全会一致で可決。
- 2月25日 議会基本条例を公布。
- 4月1日 議会基本条例を施行。

(3) 札幌市

- 平成23年5月2日 市民に役立つ議会検討委員会（7名の委員で構成）を設置。
- 平成24年11月15日 議会基本条例案を取りまとめ。
- 12月12日 議会基本条例案に対するパブリックコメントを実施。
～平成25年1月10日

2月26日 議会基本条例を賛成多数で可決。同日公布。

4月1日 議会基本条例を施行。

(4) 堺市

平成23年6月23日 議会力向上会議（13名の議員で構成）を設置。

11月16日 議会基本条例の各条文について、議論を深めるため、議会基本条例策定のための作業部会を設置。

平成24年12月18日 議会基本条例案を取りまとめ。

平成25年1月12日 議会基本条例案に対するパブリックコメントを実施。

～2月12日

2月11日 議会基本条例案についての意見聴取会を開催。

3月19日 議会基本条例を全会一致で可決。同日公布。

4月1日 議会基本条例を施行。

3 主な特徴

(1) 静岡市

- ・ 請願及び陳情の審査に当たっては、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けることとしている。
- ・ 必要に応じて、案件に係る地域等に出向いて委員会を開催できることとしている。

(2) 岡山市

- ・ 会派は、その活動を市民に対し説明するよう努めることとしている。
- ・ 議案等の審議、審査又は調査において、市長等が議会に対して行う説明の在り方等を明記するとともに、予算の調製等に当たっては、議会の決議に含まれる意見表明や政策提言の趣旨を尊重することとしている。
- ・ 必要に応じて、学識経験者等で構成する調査機関を設置することとしている。

(3) 札幌市

- ・ 他の地方公共団体の議会と交流を行い、相互に情報交換を図るよう努めることとしている。
- ・ 災害が発生した場合において、生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要な予算を迅速に決定するとともに、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するなど、災害からの復興に向け、議会が積極的な役割を果たすよう取り組むこととしている。
- ・ 議会基本条例を議会における最高規範として位置付けている。

(4) 堺市

- ・ 一般選挙後の議員の任期開始後、全議員が議会基本条例の制定趣旨などの理解を深めるために、議員研修会を開催することとしている。
- ・ 採択した請願のその後の処理経過や結果報告を市長等に求めることとしている。